



発行
東京都

目次

告示

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………
……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…一

○都道の区域変更……………（建設局道路管理部路政課）…二

公告

○都市計画の案（二十四件）…（都市整備局都市づくり政策部広域調整課・土地利用計画課・緑地景観課・都市基盤部街路計画課・市街地整備部企画課）…四
○国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の案（四件）……………
……………（都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課）…一〇

告示

○東京都告示第千四百六十六号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和二年東京都告示第九百六十一号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次

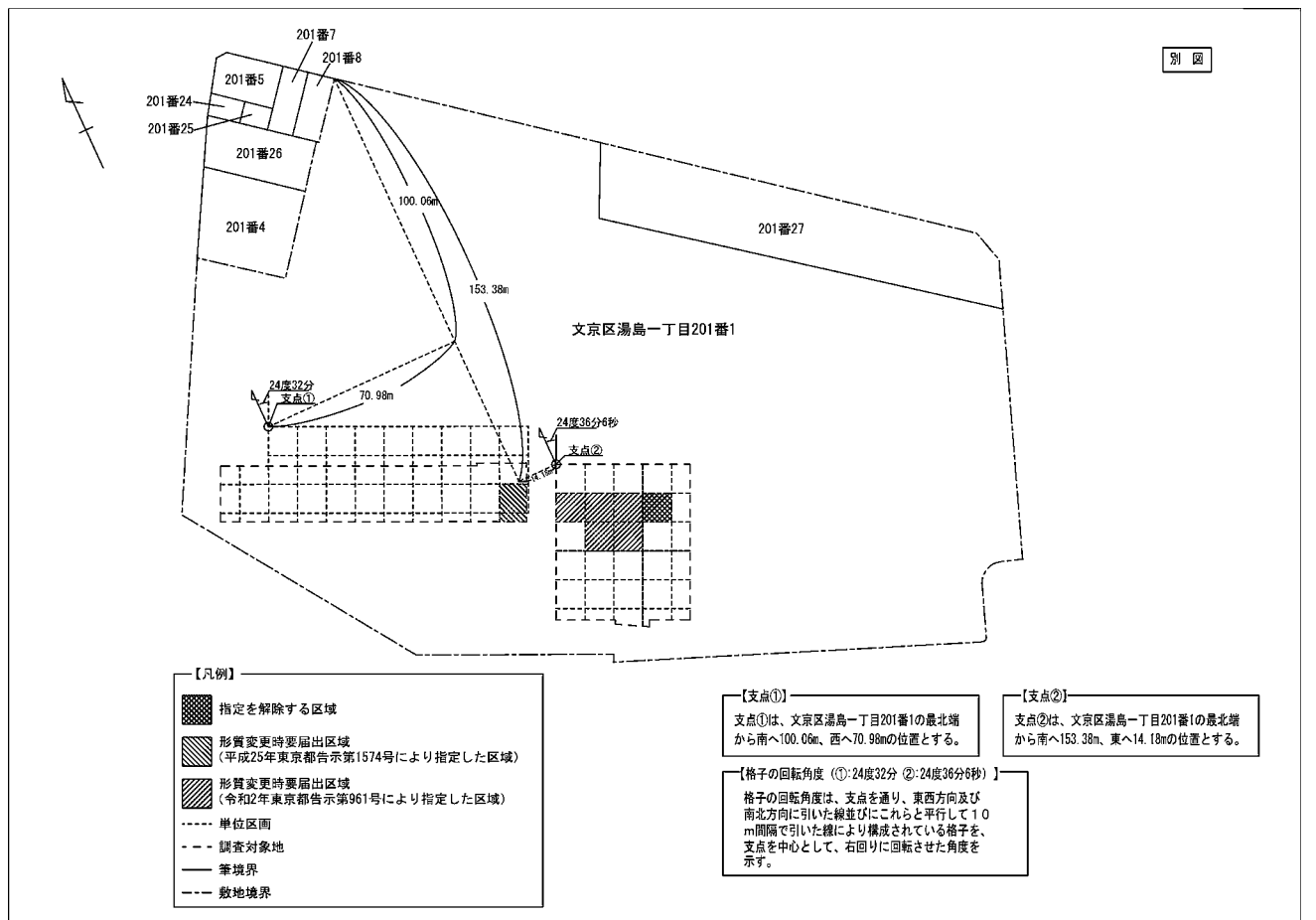
のとおり告示する。

令和二年十二月二日

東京都知事 小池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（文京区湯島一丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 水銀及びその化合物、鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物
三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去



●東京都告示第千四百六十七号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和二年十二月二日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和二年十二月二日

東京都知事 小池 百合子

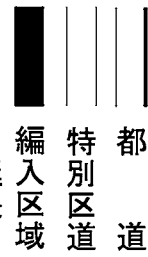
一 路線名 環状三号

二 変更の区間 新宿区弁天町百五番地先から同所五十番一地内まで

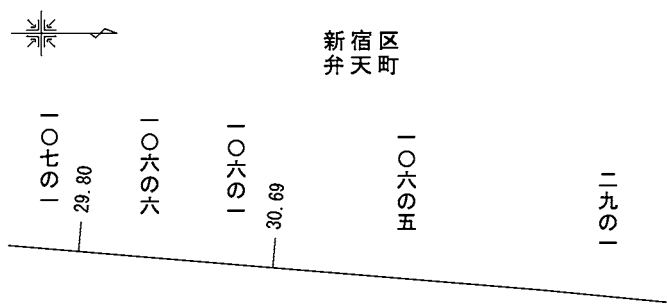
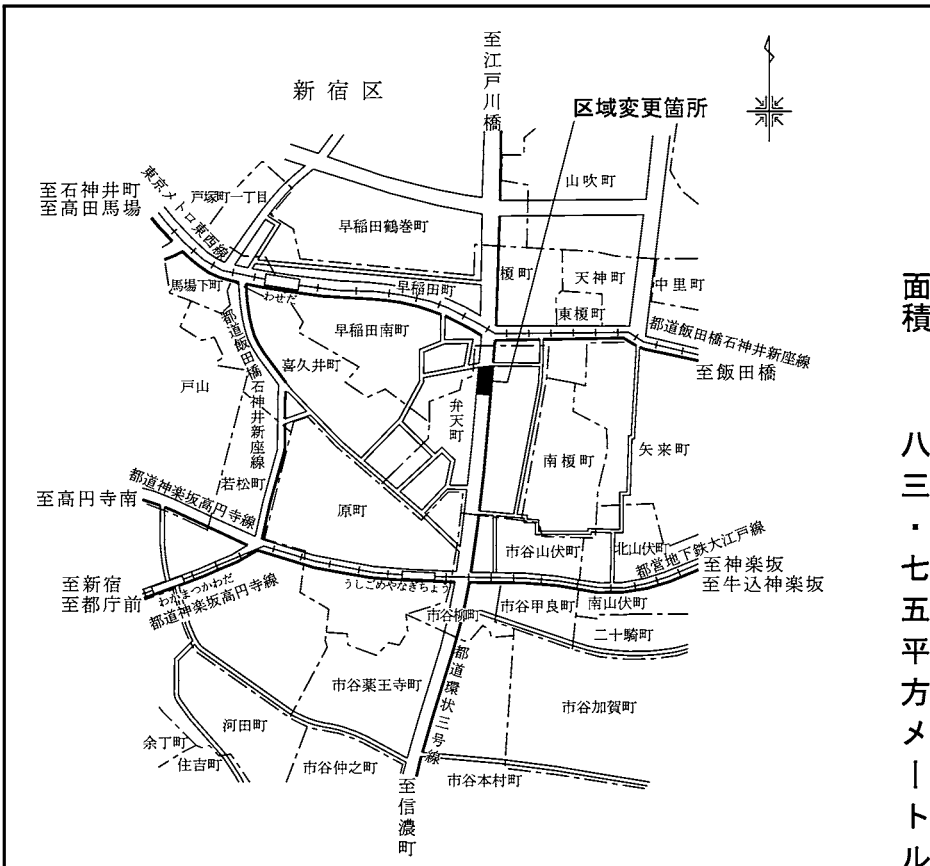
三 変更の概要 別図表示のとおり

別図

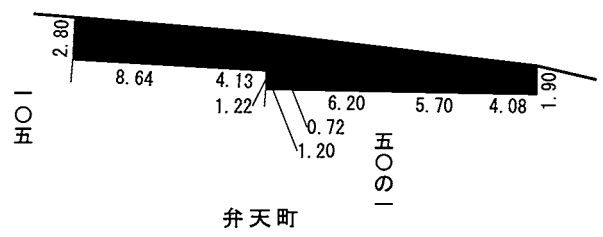
都道環状三号線区域変更略図
新宿区弁天町地内



延長 三〇・八五メートル
面積 八三・七五平方メートル



至信濃町 都道環状三号線 至江戸川橋



公 告

都市計画の案について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、東京都都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る都市計画の案を次のように公告する。

なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

令和二年十二月二日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東京都都市計画 変更する部分

千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、荒川区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区及び江戸川区の全域

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(東京都庁第二本庁舎十二階北側)並びに千代田区役所、中央区役所、港区役所、新宿区役所、文京区役所、台東区役所、墨田区役所、江東区役所、品川区役所、目黒区役所、大田区役所、世田谷区役所、荒川区役所、渋谷区役所、中野区役所、杉並区役所、豊島区役所、北区役所、板橋区役所、練馬区役所、足立区役所、葛飾区役所及び江戸川区役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間

四 意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課

都市計画の案について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、多摩部十九都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る都市計画の案を次のように公告する。

なお、関係市町の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

令和二年十二月二日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

八王子都市計画、変更する部分

立川都市計画、武蔵野都市計画、三鷹都市計画、府中市都市計画、調布都市計画、青梅都市計画、昭島都市計画、町田都市計画、小金井都市計画、日野都市計画、小平都市計画、国分寺都市計画、東村山都市計画、国立都市計画、西東京都市計画、福生都市計画、多摩都市計画及び秋多都市計画都市計画区域の整備、開発及び

保全の方針

(多摩部十九都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針)

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(東京都庁第二本庁舎十二階北側)並びに八王子市役所、立川市役所、武蔵野市役所、東大和市役所、武蔵野市役所、三鷹市役所、府中市役所、調布市役所、狛江市役所、青梅市役所、昭島市役所、町田市役所、小金井市役所、日野市役所、小平市役所、国分寺市役所、東村山市役所、清瀬市役所、東久留米市役所、国立市役所、西東京市役所、福生市役所、羽村市役所、瑞穂町役所、多摩市役所、稲城市役所、あきる野市役所及び日の出町役場

三 縦覧期間

四 意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課

都市計画の案について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、島しょ部六都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る都市計画の案を次のように公告する。

なお、関係町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

令和二年十二月二日

東京都知事 小 池 百合子

<p>一 都市計画の種類 大島都市計画、八丈都市計画、三宅都市計画、神津都市計画、新島都市計画及び小笠原都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 (島しょ部六都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針)</p> <p>二 縦覧場所 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(東京都庁第二本庁舎十二階北側)並びに大島町役場、八丈町役場、三宅村役場、神津島村役場、新島村役場、小笠原村役場、大島支庁、八丈支庁、三宅支庁及び小笠原支庁</p> <p>三 縦覧期間 公告の日から二週間</p> <p>四 意見書の提出先 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課</p> <p>都市計画の案について 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、東京都市計画用途地域に係る都市計画の案を次のように公告する。 なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。</p>	<p>都市計画を定める土地の区域 変更する部分 大島町の全域、八丈町のうち八丈島の全域、三宅村のうち三宅島の全域、神津島村のうち神津島の全域、新島村のうち新島の全域並びに小笠原村のうち父島及び母島の全域</p> <p>東京都知事 小池 百合子 都市計画を定める土地の区域</p> <p>第一種中高層住居専用地域 削除する部分 北区上十条一丁目、足立区神明二丁目、六木四丁目、江戸川区南小岩一丁目、南小岩二丁目、南小岩四丁目、東松本一丁目、鹿骨四丁目及び鹿骨五丁目各各地内</p> <p>第一種低層住居専用地域 削除する部分 足立区神明二丁目及び六木四丁目各各地内</p> <p>第二種中高層住居専用地域 追加する部分 江戸川区南小岩一丁目、南小岩二丁目、南小岩四丁目、東松本一丁目、鹿骨四丁目及び鹿骨五丁目各各地内</p> <p>第一種住居地域 追加する部分 北区上十条一丁目、足立区神明二丁目及び六木四丁目各各地内 削除する部分 品川区荏原二丁目及び北区上十条一丁目各各地内 変更する部分 北区中十条二丁目、中十条三丁目、足立区神明二丁目及び六木四丁目</p>	<p>一 都市計画の種類 近隣商業地域 追加する部分 北区上十条一丁目地内 削除する部分 品川区平塚三丁目及び西中延一丁目各各地内</p> <p>商業地域 追加する部分 品川区西五反田五丁目、荏原二丁目、平塚三丁目及び西中延一丁目各各地内</p> <p>準工業地域 削除する部分 品川区西五反田五丁目及び平塚三丁目各各地内 変更する部分 足立区神明二丁目地内</p> <p>二 縦覧場所 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(東京都庁第二本庁舎十二階北側)並びに品川区役所、北区役所、足立区役所及び江戸川区役所</p> <p>三 縦覧期間 公告の日から二週間</p> <p>四 意見書の提出先 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課</p> <p>都市計画の案について 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、東京都市計画公園に係る都市計画の案を次のように公告する。 なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。</p>
--	---	--

令和二年十二月二日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東京都市計画公園

第八・六・十 追加する部分
三号上野公園

台東区上野公園及び上野二丁目各
地内

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課(東京都庁第二本庁舎十
二階北側)及び台東区役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間
新宿区西新宿二丁目八番一号

東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課

都市計画の案について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二
項において準用する同法第十七条第一項の規定により、多
摩都市計画道路に係る都市計画の案を次のように公告する。
なお、関係市の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京
都に対して意見書を提出することができる。

令和二年十二月二日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

多摩都市計画道
路

三・一・六号 追加する部分

南多摩尾根幹 稲城市大字坂浜字二十七号、字三
十五号、字四十六号、長峰三丁目、

若葉台四丁目及び多摩市連光寺六
丁目各地内

削除する部分

稲城市大字坂浜字二十七号、字三
十五号、字四十四号、字四十六号、
字四十七号、字四十八号、長峰三
丁目、若葉台四丁目、多摩市大字
一ノ宮字坂浜境、大字連光寺字船
ヶ台、連光寺六丁目、聖ヶ丘四丁
目、聖ヶ丘五丁目及び諏訪六丁目
各地内

変更する部分

調布市多摩川二丁目、多摩川三丁
目、下石原、稲城市大字矢野口字
中島、字塚戸、字宿、字榎戸、大
字東長沼字五号、字六号、字七号、
大字百村字一号、字三号、字四号、
字六号、字八号、字十七号、大字
坂浜字二十七号、字三十五号、字
四十四号、字四十六号、向陽台一
丁目、向陽台三丁目、長峰一丁目、
長峰三丁目、若葉台四丁目、多摩
市連光寺六丁目、聖ヶ丘四丁目、
聖ヶ丘五丁目、南野三丁目、唐木
田一丁目、唐木田二丁目、唐木田
三丁目、八王子市別所二丁目、南
大沢三丁目、町田市上小山田町、
小山ヶ丘一丁目、小山ヶ丘二丁目、
小山ヶ丘三丁目及び小山町各地内

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課(東京都庁第二本庁舎十
二階北側)並びに調布市役所、稲城
市役所、多摩市役所、八王子市役所
及び町田市役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間
新宿区西新宿二丁目八番一号

四 意見書の提出先
東京都都市整備局都市づくり政策部

都市計画課

都市計画の案について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二
項において準用する同法第十七条第一項の規定により、東
京都市計画都市再開発の方針に係る都市計画の案を次のよ
うに公告する。

なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京
都に対して意見書を提出することができる。

令和二年十二月二日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東京都市計画都
市再開発の方針

変更する部分

千代田区、中央区、港区、新宿区、
文京区、台東区、墨田区、江東区、
品川区、目黒区、大田区、世田谷
区、渋谷区、中野区、杉並区、豊
島区、北区、荒川区、板橋区、練
馬区、足立区、葛飾区及び江戸川
区の市街化区域の全域

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課(東京都庁第二本庁舎十
二階北側)並びに千代田区役所、中
央区役所、港区役所、新宿区役所、
文京区役所、台東区役所、墨田区役
所、江東区役所、品川区役所、目黒
区役所、大田区役所、世田谷区役所、
渋谷区役所、中野区役所、杉並区役
所、豊島区役所、北区役所、荒川区
役所、板橋区役所、練馬区役所、足
立区役所、葛飾区役所及び江戸川区
役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間

四 意見書の提出先 新宿区西新宿二丁目八番一号
東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課

都市計画の案について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、八王子都市計画都市再開発の方針に係る都市計画の案を次のように公告する。

なお、関係市の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

令和二年十二月二日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

八王子都市計画 変更する部分

都市再開発の方針 八王子市の市街化区域の全域

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課（東京都庁第二本庁舎十二階北側）及び八王子市役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間

四 意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号
東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課

都市計画の案について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、立川都市計画都市再開発の方針に係る都市計画の案を次のように公告する。

なお、関係市の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

令和二年十二月二日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

立川都市計画都市再開発の方針

立川市、武蔵村山市及び東大和市の市街化区域の全域

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課（東京都庁第二本庁舎十二階北側）並びに立川市役所、武蔵村山市役所及び東大和市役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間

四 意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号
東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課

都市計画の案について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、武蔵野都市計画都市再開発の方針に係る都市計画の案を次のように公告する。

なお、関係市の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

令和二年十二月二日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

武蔵野都市計画 都市再開発の方針

武蔵野市の市街化区域の全域

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課（東京都庁第二本庁舎十二階北側）及び武蔵野市役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間

四 意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号
東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課

都市計画の案について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、三鷹都市計画都市再開発の方針に係る都市計画の案を次のように公告する。

なお、関係市の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

令和二年十二月二日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

三鷹都市計画都市再開発の方針

三鷹市の市街化区域の全域

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課（東京都庁第二本庁舎十二階北側）及び三鷹市役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間

四 意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号
東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課

都市計画の案について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二

項において準用する同法第十七条第一項の規定により、府中都市計画都市再開発の方針に係る都市計画の案を次のように公告する。

なお、関係市の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

令和二年十二月二日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

府中都市計画都 変更する部分

市再開発の方針

府中市の市街化区域の全域

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課(東京都庁第二本庁舎十二階北側)及び府中市役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間

四 意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号
東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課

都市計画の案について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、調布都市計画都市再開発の方針に係る都市計画の案を次のように公告する。

なお、関係市の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

令和二年十二月二日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

調布都市計画都 変更する部分

市再開発の方針 調布市及び狛江市の市街化区域の全域

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課(東京都庁第二本庁舎十二階北側)並びに調布市役所及び狛江市役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間

四 意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号
東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課

都市計画の案について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、青梅都市計画都市再開発の方針に係る都市計画の案を次のように公告する。

なお、関係市の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

令和二年十二月二日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類

都市計画を定める土地の区域
青梅都市計画都 変更する部分
青梅市の市街化区域の全域

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課(東京都庁第二本庁舎十二階北側)及び青梅市役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間

四 意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号
東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課

都市計画の案について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、町田都市計画都市再開発の方針に係る都市計画の案を次のように公告する。

なお、関係市の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

令和二年十二月二日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類

都市計画を定める土地の区域
町田都市計画都 変更する部分
町田市の市街化区域の全域

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課(東京都庁第二本庁舎十二階北側)及び町田市役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間

四 意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号
東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課

都市計画の案について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、小金井都市計画都市再開発の方針に係る都市計画の案を次のように公告する。

なお、関係市の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

令和二年十二月二日

三 縦覧期間
 四 意見書の提出先

二階北側)並びに東村山市役所及び東久留米市役所
 公告の日から二週間
 新宿区西新宿二丁目八番一号
 東京都都市整備局都市づくり政策部
 都市計画課

都市計画の案について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十七条第一項の規定により、国立都市計画都市再開発の方針に係る都市計画の案を次のように公告する。

なお、関係市の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

令和二年十二月二日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類
 国立都市計画都

市再開発の方針
 国立市の市街化区域の全域

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部
 都市計画課(東京都庁第二本庁舎十二階北側)及び国立市役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間
 新宿区西新宿二丁目八番一号

四 意見書の提出先

東京都都市整備局都市づくり政策部
 都市計画課

都市計画の案について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、西東京都市計画都市再開発の方針に係る都市計画の案を次の

ように公告する。

なお、関係市の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

令和二年十二月二日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類
 都市計画を定める土地の区域

変更する部分
 西東京市の市街化区域の全域

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部
 都市計画課(東京都庁第二本庁舎十二階北側)及び西東京市役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間
 新宿区西新宿二丁目八番一号

四 意見書の提出先

東京都都市整備局都市づくり政策部
 都市計画課

都市計画の案について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十七条第一項の規定により、福生都市計画都市再開発の方針に係る都市計画の案を次のように公告する。

なお、関係市の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

令和二年十二月二日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類
 都市計画を定める土地の区域

福生都市計画都
 市再開発の方針
 福生市の市街化区域の全域

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部
 都市計画課(東京都庁第二本庁舎十

二階北側)及び福生市役所

公告の日から二週間
 新宿区西新宿二丁目八番一号
 東京都都市整備局都市づくり政策部
 都市計画課

都市計画の案について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十七条第一項の規定により、多摩都市計画都市再開発の方針に係る都市計画の案を次のように公告する。

なお、関係市の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

令和二年十二月二日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類
 都市計画を定める土地の区域

多摩都市計画都
 市再開発の方針
 多摩市の市街化区域の全域

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部
 都市計画課(東京都庁第二本庁舎十二階北側)及び多摩市役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間
 新宿区西新宿二丁目八番一号

四 意見書の提出先

東京都都市整備局都市づくり政策部
 都市計画課

国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の案について

東京圏国家戦略特別区域会議が国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第百七号)第二十一条第三項の規定により

行う、国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の案の縦覧について、次のように公告する。

なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京圏国家戦略特別区域会議に対して意見書を提出することができる。

令和二年十二月二日

東京都知事 小 池 百合子

一 国家戦略都市計画建築物等整備

事業に係る都市計画に定めるべき事項の種類

当該事項を定める土地の区域

変更する部分

千代田区大手町一丁目及び大手町二丁目並びに中央区八重洲一丁目各地内

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課（東京都庁第二本庁舎十二階北側）並びに千代田区役所及び中央区役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間

四 意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号
東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課

国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の案について

東京圏国家戦略特別区域会議が国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第二十一条第三項の規定により行う、国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の案の縦覧について、次のように公告する。

なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京圏国家戦略特別区域会議に対して意見書を提出することができる。

令和二年十二月二日

東京都知事 小 池 百合子

一 国家戦略都市計画建築物等整備

事業に係る都市計画に定めるべき事項の種類

当該事項を定める土地の区域

追加する部分

東京都都市計画都市再生特別地区（虎ノ門一丁目東地区）
港区虎ノ門一丁目地内

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課（東京都庁第二本庁舎十二階北側）及び港区役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間

四 意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号
東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課

国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の案について

東京圏国家戦略特別区域会議が国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第二十一条第三項の規定により行う、国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の案の縦覧について、次のように公告する。

なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京圏国家戦略特別区域会議に対して意見書を提出することができる。

令和二年十二月二日

東京都知事 小 池 百合子

一 国家戦略都市計画建築物等整備

事業に係る都市計画に定めるべき事項の種類

当該事項を定める土地の区域

東京都都市計画地区計画

虎ノ門駅南地区地区計画

変更する部分

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課（東京都庁第二本庁舎十二階北側）及び港区役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間

四 意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号
東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課

国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の案について

東京圏国家戦略特別区域会議が国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第二十一条第三項の規定により行う、国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の案の縦覧について、次のように公告する。

なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京圏国家戦略特別区域会議に対して意見書を提出することができる。

令和二年十二月二日

東京都知事 小 池 百合子

一 国家戦略都市計画建築物等整備事業に係る都市計画に定めるべき事項の種類

当該事項を定める土地の区域

追加する部分

東京都市計画都市再生特別地区(新宿駅西口地区)
新宿区新宿三丁目及び西新宿一丁目各区内

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課(東京都庁第二本庁舎十
二階北側)及び新宿区役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間

四 意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号
東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和二年十二月二日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井勉

開発区域又は工区に含まれる地域の名称
許可を受けた者の住所及び氏名

東大和市蔵敷二丁目五百八十三番一、同番三、同番四、五百八十四番一及び同番三
東大和市中央四丁目九百六十二番地の七
株式会社東京メインランド
代表取締役 竹崎 靖彦
国立市東四丁目十五番十三及び同番五十四
西東京市芝久保町四丁目二十六番三号
株式会社東栄住宅

福生市大字熊川字南六十六番一の一部(第一工区)

代表取締役 佐藤 千尋
福生市大字熊川五十九番地
株式会社豊常
代表取締役 石川 義郎

発行
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号

郵便番号
163-8001

定価
本号 三〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三三二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

